



# NEWS RELEASE

株式会社 静岡銀行

〒420-8760 静岡市葵区吳服町1-10  
TEL.054-261-3131 FAX.054-344-0131  
<https://www.shizukabank.co.jp/>

2021.12.27

## 本邦初！ 医療法人向け「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」契約を締結

静岡銀行(頭取 柴田 久)では、SDGsへの取り組みの一環として、(医)恵成会(理事長 姫野一成)と「ポジティブ・インパクト・ファイナンス(※)」契約を締結しましたので、その概要をご案内します。

なお、医療法人に対する「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の契約は、国内初の事例になります。

※企業活動が環境・社会・経済のいずれかの側面において与えるインパクトを包括的に分析し、特定されたポジティブインパクトの向上とネガティブインパクトの低減に向けた取り組みを支援する融資

1. 契約日 12月27日(月)

2. 融資金額 1億5千万円

3. 資金使途 運転資金

4. (医)恵成会の取り組みについて(詳細は「評価書」をご参照ください)

○同法人は、グループの基本方針の一つに「地域医療の充実への貢献」を掲げ、いち早く高齢化社会に対応したネットワークを確立するなど、地域のニーズに合わせた医療・介護サービスを提供しています。

具体的には、「豊田えいせい病院」を中心、介護老人保健施設や訪問介護、通所リハビリテーション、通所介護など、高齢者の自立した生活を支援するサービスを提供することで、30年以上にわたり地域医療の重要な役割を担っています。

○今回、同法人の企業活動が社会・環境・経済に与えるインパクトを、以下のとおり評価しました。

環境面	・環境負荷の低減(井戸水の利用、食品ロスの低減、LED照明の導入、太陽光発電の設置)	 
社会面	・地域が必要とする医療・介護サービスの提供(磐田市・掛川市の10カ所以上の拠点で、医療・介護の両面から多様なサービスを提供) ・安全・リスク管理(医療法や介護保険法に定める安全対策の実施、インシデントや軽微なリスクの分析と対策の実施)	    
経済面	・充実した職員教育を基盤とした、患者・利用者本位の高品質なサービス提供(積極的な従業員教育、利用者中心の医療・介護、温かい看護・介護の実践) ・地域の医療・介護サービス事業者との連携(グループ外の医療・介護サービス事業所との連携)	   

### 5. その他

- (1) インパクト評価／国連環境計画金融イニシアティブが提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」およびポジティブインパクトファイナンススクワースが提唱した「インパクトファイナンスの基本的考え方」に基づき、一般財団法人静岡経済研究所が(株)日本格付研究所の協力を得て評価を実施
- (2) モニタリング体制／一般財団法人静岡経済研究所とともに「ポジティブ・インパクト金融原則」に従い構築した内部管理体制のもと、インパクト評価で特定したKPIについて、融資期間中における借入人のインパクトパフォーマンスのモニタリングを実施

### 【ご参考】(医)恵成会の概要

所在地	静岡県磐田市小立野102	創業	1973年(昭和48年)12月
従業員数	561名	売上高	3,080百万円(2021年3月期)

SHIZU-GIN

## ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象法人：医療法人 社団 恵成会

2021年12月27日  
一般財団法人 静岡経済研究所

## 目次

<要約> .....	3
1. 当法人の役割および特徴 .....	9
2. 業界の動向 .....	13
3. インパクトの特定および KPI の設定 .....	16
(1) 地域が必要とする医療・介護サービスの提供 .....	16
(2) 地域の人材育成、健康関連知識の普及活動の実施 .....	18
(3) 誰もが働きやすい環境の整備 .....	21
(4) 安全・リスク管理 .....	23
(5) 充実した職員教育を基盤とした、患者・利用者本位の高品質なサービス提供 .....	26
(6) 地域の医療・介護サービス事業者との連携 .....	28
(7) 環境負荷低減 .....	30
4. 地域課題との関連性 .....	31
5. マネジメント体制 .....	33
6. モニタリングの頻度と方法 .....	33

静岡経済研究所は、静岡銀行が、医療法人 社団 恵成会（以下、恵成会）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、恵成会の事業活動が、社会・経済・環境に及ぼすインパクト（ポジティブな影響およびネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクワースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中小企業※<sup>1</sup>に対するファイナンスに適用しています。

※ 1 IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大企業以外の企業

## ＜要約＞

恵成会は、豊田えいせい病院の医療機能を中心とし、介護老人保健施設や訪問看護、通所リハビリテーション、通所介護など、高齢者の自立した生活を支援する医療・介護サービスを提供することで、30 年にわたり、地域の人々の健康・安全を支えている。

医療サービスとしては、磐田市内で豊田えいせい病院、えいせい脳外科クリニックを運営する。豊田えいせい病院は、内科、循環器内科、呼吸器内科、リハビリテーション科など 10 の診療科と、180 床の病床を有する病院である。えいせい脳外科クリニックは脳神経外科を標榜し、脳機能の診断・治療に特化した診療所である。

介護サービスとしては、磐田市や掛川市において、老人保健施設（2 カ所）、訪問看護ステーション（1 カ所）、通所リハビリテーション（3 カ所）、訪問リハビリテーション（1 カ所）など、医療的な要素を含むサービスを中心に提供するほか、通所介護（3 カ所）を含む全ての事業所にて介護予防サービスを開拓し、介護予防支援事業（1 カ所）を提供するなど、介護予防にも意欲的に取り組んでいる。

恵成会では、グループの基本方針の一つに「地域医療の充実への貢献」を掲げ、地域のニーズに応える形で、地域包括的に様々な医療・介護サービスを提供しているほか、磐田市から地域包括ケアシステムの中核的機関である「地域包括支援センター」の運営を受託し、地域の包括的な医療介護連携システムの構築をけん引している。

本ファイナンスでは、以下のインパクトが特定され、それぞれに KPI が設定された。

【ポジティブ・インパクトの増大】

分類	テーマ	取組内容	KPI（指標と目標）	インパクトレーダー	SDGs
社会	地域が必要とする医療・介護サービスの提供	磐田市・掛川市の10カ所以上の拠点で、医療・介護の両面から多様なサービスを提供	豊田えいせい病院において、引き続き外来患者を年間 15,000 名以上受け入れ、病床稼働率 90%以上を維持する。さらに、老人保健施設の定員数を拡大するなど、地域の医療・介護事業所と連携し、地域に求められる医療・介護サービスの充実を図っていく。	健康と衛生 住宅	 
	地域の人材育成、健康関連知識の普及活動の実施	医療・介護分野の実習生受入れ 市民向けの講習会や勉強会の開催	今後も継続して、地域住民向け講習を年間 10 件以上開催し、健康意識の向上を図る。	教育	
	誰もが働きやすい環境の整備	保育所の利用料負担 社宅の整備 定年退職者の再雇用 障害者雇用	2030 年までに、累計で 10 名の外国人技能実習生を受け入れる。  産前産後休業制度・育児休業制度の希望者の利用率 100%を維持するとともに、2030 年までに、累計 5 人以上の男性が育児休業制度を利用する。	雇用 包摂的で健全な経済	  

分類	テーマ	取組内容	KPI（指標と目標）	インパクトレーダー	SDGs
経済	充実した職員教育を基盤とした、患者・利用者本位の高品質なサービス提供	積極的な従業員教育 利用者中心の医療・介護 温かい看護・介護の実践	2030 年までに、全職員が年 3 回以上の研修受講を必須とする。  2030 年までに、全介護職員に占める介護福祉士の割合を、常勤換算で 50%以上とする。	教育 経済の收れん	 <b>4 質の高い教育をみんなに</b>  <b>8 働きがいも経済成長も</b>  <b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b>
	地域の医療・介護サービス事業者との連携	グループ外の医療・介護サービス事業所との連携	2030 年までに、豊田えいせい病院と外部の医療・介護事業所とが年 3 回以上面会し、あらかじめ連携についての情報共有を行っている連携機関の数を 40 施設に増やす。  地域包括ケアシステム構築の一環として、2030 年までに老人保健施設の入所者の退所に際しての在宅復帰率を 50%以上とする。	経済の收れん	 <b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b>

【ネガティブ・インパクトの低減】

分類	テーマ	取組内容	KPI（指標と目標）	インパクトレーダー	SDGs
社会	安全・リスク管理	医療法や介護保険法に定める安全対策の実施 インシデントや軽微なリスクの分析と対策の実施	サービス向上や感染症対策の観点から、2030年までに老人保健施設のユニット個室化を推進する。	健康と衛生	
環境	環境負荷低減	井戸水の利用 食品ロスの低減 LED 照明の導入 太陽光発電の設置	2030 年までに、すべての事業所で LED 照明を導入する。  2030 年までに、デジタル化の推進等により、紙の使用量を現行水準より 20% 削減する。	資源効率・資源安全確保  気候変動  廃棄物	 

今回実施予定の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

契約日および返済期限	2021年12月27日～2026年11月30日
金額	150,000,000円
資金使途	運転資金
モニタリング期間	4年11ヶ月

### 法人概要

法人名	医療法人 社団 恵成会
所在地	静岡県磐田市小立野 102
事業所	豊田えいせい病院 (磐田市小立野 102) えいせい脳外科クリニック (磐田市見付 1766-1) 介護老人保健施設 なかよし (磐田市小立野 135- 1) えいせい掛川 介護老人保健施設 (掛川市上西郷 8021) 訪問看護ステーション とよだ (磐田市見付 1766-1) えいせい加茂 デイサービスセンター (磐田市加茂 1242-5) えいせいデイサービス めぐみ (磐田市加茂 1242-1) サービス付き高齢者向け住宅 えいせいゆーとぴあ (磐田市小立野 386) 機能訓練特化型デイサービスセンター えいせいいづみ (磐田市見付 1766-1) (ほか)
従業員数	561 名 (男性 216 名、女性 345 名)
業種	病院、診療所、介護老人保健施設、居宅サービス等の運営
指定・届出	[医 療 機 関] 病院、無床診療所 [介護サービス他] 訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護老人保健施設、サービス付き高齢者向け住宅、居宅介護支援、介護予防支援
沿革	1973 年 ひめの医院開院 1991 年 医療法人社団恵成会 法人認可 1994 年 介護老人保健施設なかよし 開設 2000 年 豊田えいせい病院 開設 2007 年 えいせい掛川介護老人保健施設 開設 2008 年 磐田市豊田地域包括支援センター 設置 2010 年 えいせい加茂デイサービスセンター 開設 2013 年 豊田えいせい病院回復期リハビリテーション病棟 開設 2014 年 機能訓練特化型デイサービスセンターえいせいいづみ 開設 サービス付き高齢者向け住宅えいせいゆーとぴあ 開設 2016 年 えいせい脳外科クリニック 開設

(2021 年 12 月現在)

## 1. 当法人の役割および特徴

恵成会は、創業以来の「創意、誠意、熱意」の理念のもと、豊田えいせい病院の医療機能を中心的に、介護老人保健施設や訪問看護、通所リハビリテーション、通所介護など、高齢者の自立した生活を支援する医療・介護サービスを提供することで、30 年にわたり、地域の人々の健康・安全を支えている。

### (1) 医療サービス

医療サービスとして、磐田市内で豊田えいせい病院、えいせい脳外科クリニックを運営する。

#### 豊田えいせい病院

外 来 診 療 科	内科、呼吸器内科、皮膚科、循環器内科、消化器内科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科、外科、小児外科
病 床	療養病床 180 床（うち回復期リハビリテーション病棟 60 床）

豊田えいせい病院は、地域医療連携の中で主に回復期・慢性期医療<sup>※1</sup>を担っている。

外来では、内科、循環器内科、呼吸器内科、リハビリテーション科など 10 の診療科を有し、急性期医療を終えてリハビリテーションや継続的な医療を必要とする患者を中心に、包括的な医療サービスを提供している。入院では、療養病床<sup>※2</sup> 180 床を有し、そのうち 60 床は回復期リハビリテーション病棟<sup>※3</sup>として運営するほか、2017 年より地域包括ケア病床<sup>※4</sup>の運用も開始し、急性期治療後に入院治療が必要な患者や、在宅復帰に向けた集中的なリハビリが必要な患者を対象に、入院診療を行っている。

また、当院の理念である地域貢献・地域密着型の医療を実現するべく、当院では開院以来、往診・訪問診療を行っている。超高齢社会を迎え、国が構築を進める「地域包括ケアシステム」<sup>※5</sup>

（13 頁参照）の中で、在宅医療体制の整備は重要な位置を占める。当院は、地域包括ケア病床を運用するほか、在宅の患者に 24 時間いつでも対応できる体制を整備し、磐田市内で唯一の在宅療養支援病院<sup>※6</sup>として重要な役割を担っている。

さらに、2020 年 4 月には、「ふるえ外来」を開設。県内初となる MR ガイド下集束超音波治療（FUS）装置を導入し、原因不明の本態性振戦<sup>※7</sup>において、患者の肉体的負担を大幅に軽減した最新の治療を行っている。

※ 1 医療は大きく、急性期（早急な治療が必要な病気や怪我を治療する時期）、回復期（急性期治療を終え在宅復帰に向けて医療を受ける時期）、慢性期（病状は比較的安定しているものの、長期にわたる治療が必要な時期）に分けられる。患者が必要な医療サービスを受けられるよう、行政が定めた医療圏内で、各医療機関が役割を分担・連携することで、地域に必要な医療サービスが供されている。

※ 2 療養病床：慢性期の状態や要介護状態で入院医療が必要な患者が入院する病床

※ 3 回復期リハビリテーション病棟：急性期治療を終えた患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能を有する病床

- ※ 4 地域包括ケア病床：急性期の治療を終了し病状が安定した患者に対して、在宅復帰に向けて医療管理、リハビリ、退院支援など効率的かつ密度の高い医療を提供するため、また軽微な入院加療を必要とする在宅生活中の人への入院医療を提供するための 2 つの役割を担う病床
- ※ 5 地域包括ケアシステム：重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するケアシステム。厚生労働省が、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目指すとしている。
- ※ 6 在宅療養支援病院：24 時間 365 日体制での往診や訪問看護、緊急時の入院受け入れ等により、患者の在宅療養を支援する病院
- ※ 7 原因不明のふるえ症状。65 歳以上の発症率が高く、発症者は全国に 100 万人以上いるといわれる。

### えいせい脳外科クリニック

えいせい脳外科クリニックは、脳神経外科を標榜し、脳機能の診断・治療に特化した診療所である。1.5 テスラの高性能 MRI や動脈硬化が目で見える頸動脈超音波装置など、専用の機材を整備するほか、一般診療に加え、脳ドッグや物忘れ外来で脳卒中や認知症などの各種脳疾患の早期発見や予防に努めている。さらに、手足の辛い痛みや片頭痛、めまいやふらつき、椎間板ヘルニアなどにも幅広く対応し、地域に必要な医療サービスを提供している。

### (2) 介護サービス

恵成会では、2000 年の介護保険法施行に先立ち、1994 年に老人保健施設なかよし、1999 年になかよしサービス指定居宅介護支援事業所を開設するなど、超高齢社会を迎えた日本において、常に「地域の皆さんに必要な手厚いサービスを提供したい」との強い思いのもと、サービスを拡充してきた。その結果、現在では、10 力所以上の施設や拠点を軸に、幅広い介護サービスを提供している。

現在、豊田えいせい病院と 2 カ所の老人保健施設を起点として、訪問看護（2 カ所）、介護予防訪問看護（2 カ所）、通所リハビリテーション（3 カ所）、介護予防通所リハビリテーション（3 カ所）、訪問リハビリテーション（1 カ所）、介護予防訪問リハビリテーション（1 カ所）、短期入所療養介護（2 カ所）、介護予防短期入所療養介護（2 カ所）、居宅介護支援事業（2 カ所）、居宅療養管理指導（1 カ所）など、医療的な要素を含むサービスを中心に提供するほか、磐田市や掛川市の複数の拠点では、通所介護（4 カ所）に加え、介護予防通所介護（3 カ所）、介護予防支援事業（1 カ所）など、介護予防にも意欲的に取り組んでいる。

恵成会の介護サービスの特徴は、政府が 2012 年の法改正で「地域包括ケアシステム」構築を提唱する以前より、その必要性を見通し、地域のニーズに応える形で、グループとして地域包括的なケアシステムの構築に取り組んでいる点である。2008 年に磐田市からの受託事業として磐田市豊田地域包括支援センターを開設したほか、えいせい加茂デイサービスセンター、訪問看護ステーションとよだと、地域に必要なサービスを拡充している。

また、豊田えいせい病院を擁するグループとして、それぞれの患者や利用者の状態に合わせ、医療・介護両分野の専門的かつ幅広い技術や知見を最大限活用した、質の高いサービスを提供できる点も、恵成会の特徴である。たとえば、回復期リハビリテーション病棟を有し、豊富な経験に裏打ちされた確かな技術を生かし、複数の拠点で通所・訪問リハビリテーションを提供するほか、機能訓練特化型通所介護、認知症対応型通所介護など、介護サービスの中でも、医療分野の技術を基礎とした、より専門的なサービスを多く提供している。

#### 恵成会が運営する介護関連サービス一覧

名称	提供するサービス
豊田えいせい病院	通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防訪問介護、居宅療養管理指導
介護老人保健施設なかよし	介護老人保健施設、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護
えいせい掛川 介護老人保健施設	介護老人保健施設、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護
なかよしサービス 指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業
豊田えいせい病院 居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業
磐田市 豊田地域包括支援センター	磐田市包括的支援事業、介護予防支援事業
えいせい加茂 デイサービスセンター	通所介護、介護予防通所介護
訪問看護ステーションとよだ	訪問看護、介護予防訪問看護
えいせいデイサービスめぐみ	認知症対応型通所介護
機能訓練特化型デイサービ スセンターえいせいいづみ	通所介護、介護予防通所介護
サービス付き高齢者向け住宅 えいせいゆーとぴあ	サービス付き高齢者向け住宅、通所介護、介護予防通所介護

(参考) 介護関連サービス内容

サービス名	サービス内容
自宅で利用するサービス	
訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行う
訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う
居宅療養管理指導	在宅で療養していく、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行う
自宅から通って利用するサービス	
通所介護	老人デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで行う
認知症対応型通所介護	老人デイサービスセンターなどで、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練等を行う
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院で、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図る
短期入所療養介護	介護老人保健施設や病院などに短期間入所し、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行う
入所・入居施設	
介護老人保健施設	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設
サービス付き高齢者向け住宅	安否確認サービスと生活相談サービスの提供がついた、介護の必要がない、比較的元気な高齢者のための施設
介護予防のためのサービス	
介護予防訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行う
介護予防通所介護	老人デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供する
介護予防 通所リハビリテーション	日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図る
介護予防 短期入所療養介護	介護老人保健施設や病院などに短期間入所し、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行う
計画の作成	
居宅介護支援	介護が必要な人が自宅で適切にサービスを利用できるよう、ケアマネジャーが心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプランを作成したり、サービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行う
介護予防支援	要支援1または2の人が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業所との連絡・調整などを行う

## 2. 業界の動向

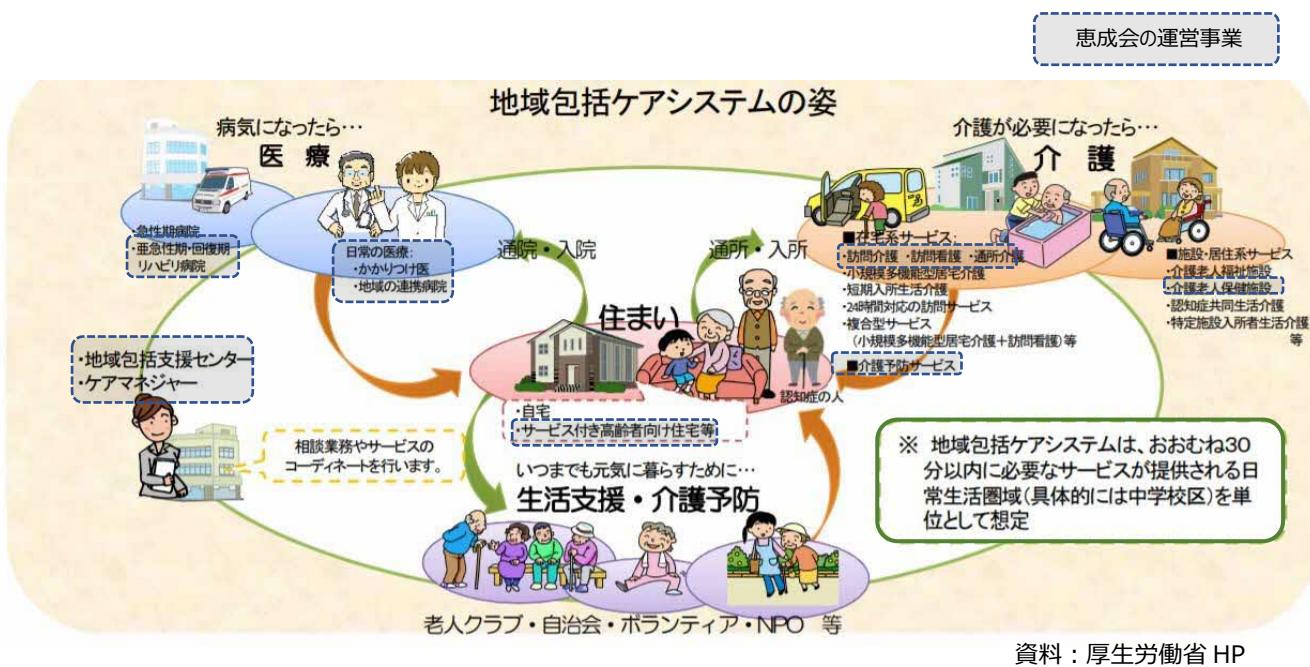
### (1) 地域包括ケアシステムの構築

日本は、諸外国に類をみないスピードで高齢化が進行し、超高齢社会に突入している。団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、医療や介護需要のさらなる増加が見込まれており、厚生労働省は、2025年を目途に「地域包括ケアシステム」の構築を推進している。

地域包括ケアシステムとは、2014年に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」において、「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」と定義されている。

地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定している。ただし、地域によって高齢化の状況や、医療や介護の資源などの状況が異なることから、保険者である市町が、地域の特性に応じ、自主性や主体性に基づき実現していくことになる。

恵成会では、グループの基本方針の一つに「地域医療の充実への貢献」を掲げ、厚生労働省が地域包括ケアシステム構築を提唱する前から、地域のニーズに応える形で様々な医療・介護サービスを提供している。さらに、磐田市から地域包括ケアシステムの中核的機関である「地域包括支援センター」の運営を受託し、地域の包括的なケアシステムの構築をけん引している。



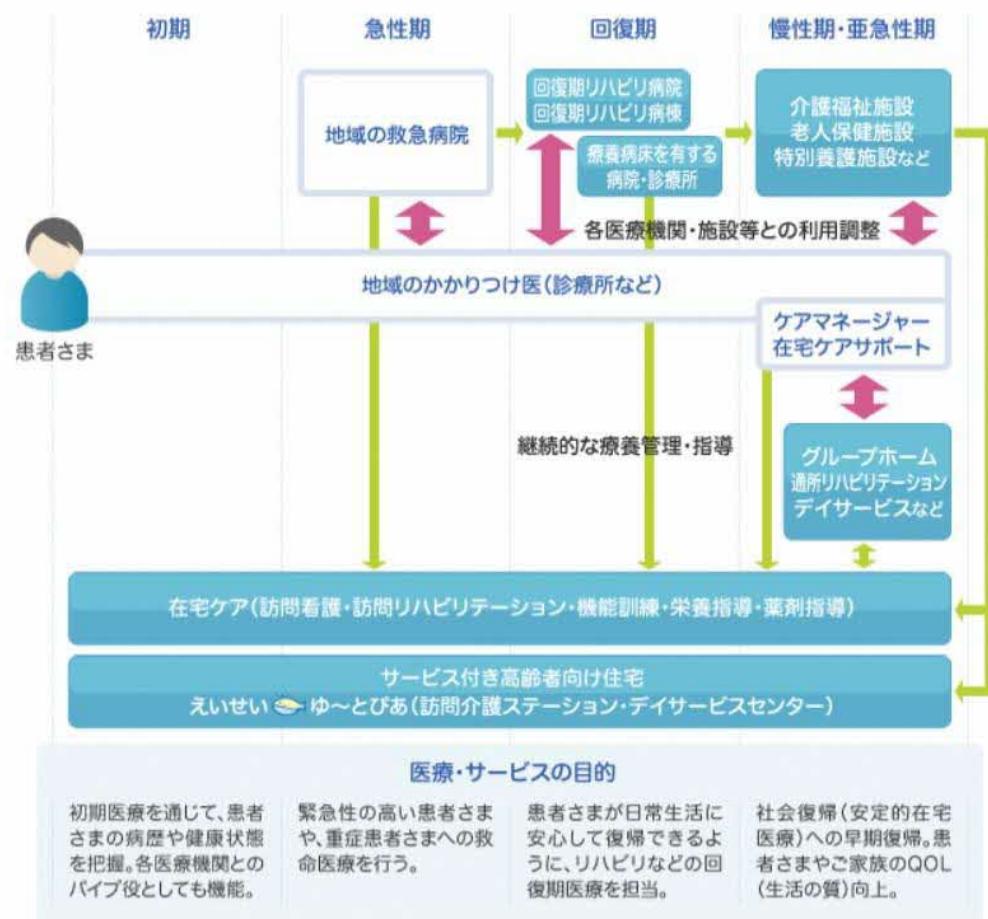
## (2) 医療機関の機能分化と相互連携

高齢化の進行、医療技術の発達等により、急性期、回復期、慢性期、在宅医療など、それぞれの患者の段階に応じて、多様な医療提供が必要となっている。ただし、多様な医療機能のすべてを1つの医療機関で提供することは困難であり、地域の限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療を提供するため、各医療機関の機能分化を前提とした連携を図ることが必要となっている。

こうした中、静岡県においても、2016年に「静岡県地域医療構想」を策定し、急性期・回復期・慢性期等の病床の機能区分ごとの必要病床数と、在宅医療等の患者数などを推計し、地域にふさわしいバランスの取れた医療機能の分化と連携を推進している。

恵成会では、中核となる豊田えいせい病院において、慢性期・回復期医療を担うとともに、訪問診療など在宅医療を提供し、地域医療の重要な役割を担っている。さらに、院内に地域医療連携課を設置し、地域の急性期医療を担当する総合病院や地域のかかりつけ医である診療所、ケアマネージャーなどと密接に連携することで、地域に必要な医療を提供している。

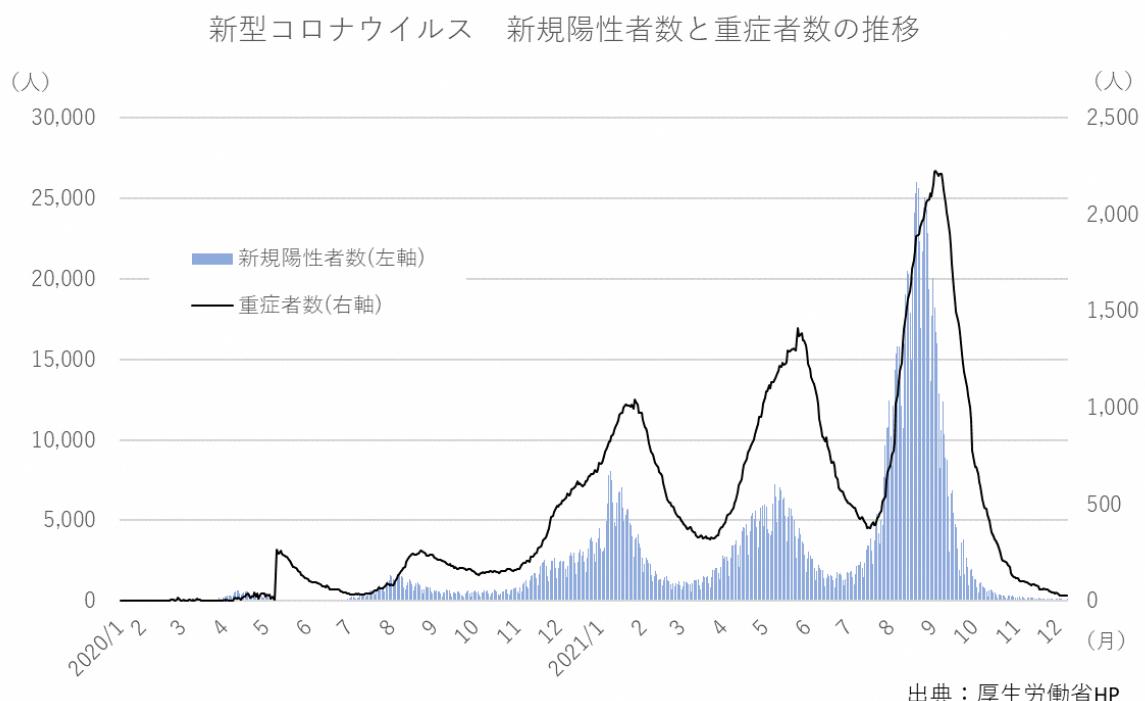
### ○ 豊田えいせい病院グループの地域医療連携の取り組み



### (3) 感染症への対応

2019年末に中国武漢市で報告された肺炎が、新型コロナウイルス（COVID-19）であることが判明し、2020年1月にはWHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を、3月にパンデミックを宣言した。日本でも、1月16日に初の感染者が確認された後、2月1日には指定感染症に指定され、全国に感染が拡大した。WHOの集計によると、2021年11月28日時点の世界の新型コロナウイルスの感染者は約2億6千万人、死亡は520万人、日本国内では、感染者173万人、死者18千人と報告されている。現在、国内ではワクチン接種が進み、大幅な感染拡大は抑えられているものの、その後も日常生活が制約される状況が続いている。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、豊田えいせい病院でも、当初より、各室への空気清浄機の設置、来院者や職員等に検温や手洗い、消毒を徹底するなど対策を講じてきた。当時は、厚生労働省からも具体的な指示が出されず、感染対策に関する情報が錯綜する中、可能な限り情報を収集・整理し、当院として基本的な感染対策を決定し実施していた。しかし、2021年1月下旬に院内でクラスターが発生したことから、西部保健所やDMAT(災害派遣医療チーム)、磐田市立総合病院はじめ、関係医療機関や行政機関などの支援を受け、全職員が一丸となって懸命の治療と感染防止対策に取り組んだ結果、他病棟や他施設へ感染することなく、3月初旬に終息した。以降、経験を通して体得した感染対策をグループ内で徹底して実施し、感染拡大を防ぐとともに、グループ外の他施設などへも積極的に情報提供や指導を行うことで、地域の安全を守っている。



### 3. インパクトの特定および KPI の設定

(1) 地域が必要とする医療・介護サービスの提供

<インパクトの別>

ポジティブ・インパクトの増大

<分類>

社会

<インパクトレーダーとの関連性>

健康と衛生、住宅

<SDGs との関連性>

3.3 2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。

3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。

11.1 2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。

<KPI (指標と目標) >

豊田えいせい病院において、引き続き外来患者を年間 15,000 名以上受け入れ、病床稼働率 90%以上を維持する。さらに、老人保健施設の定員数を拡大するなど、地域の医療・介護事業所と連携し、地域に求められる医療・介護サービスの充実を図っていく。

<インパクトの内容>

恵成会は、「ご利用者さま中心の医療・介護の実践」、「安全で質の高い医療の提供」、「温かい看護・介護の提供」、「地域医療の充実」を基本方針に掲げ、豊田えいせい病院を中心、介護老人保健施設や訪問看護、通所リハビリテーション、通所介護など、一般医療や慢性期医療をはじめとする介護・リハビリの幅広いサービスの提供により、地域の人々の健康・安全を支えている。

恵成会の最大の特徴は、国が進める地域包括ケアシステムに先駆けて、高齢化の進行を背景とした医療・介護ニーズを包括的に提供している点にある。豊田えいせい病院では、療養病床に加え、地域で不足する回復期リハビリテーション病棟をいち早く提供したほか、訪問診療や訪問看護などの在宅医療の提供にも積極的に取り組み、地域の包括的な医療提供体制を支えている。また、介護サービスにおいても、磐田市・掛川市の10カ所以上の拠点で、老人保健施設や通所リハビリテーションをはじめとした多様なサービスを提供する。

磐田市内に医療・介護の両方を提供できる法人が少ない中、恵成会では、医療・介護の両面から、患者や利用者のその時々の状態に合わせ、軽度から重度まで、一貫した切れ目のないサポートを提供することで、地域の人々が安心して暮らせる環境づくりに大きく貢献している。

静岡銀行は、恵成会の医療・介護サービスの提供状況を定量的に確認するために、豊田えいせい病院の年間外来患者数や病床稼働率などをモニタリングしていく方針である。

## （2）地域の人材育成、健康関連知識の普及活動の実施

＜インパクトの別＞

ポジティブ・インパクトの増大

＜分類＞

社会

＜インパクトレーダーとの関連性＞

教育

＜SDGsとの関連性＞

4.3 2030 年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようする。

4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。

4.5 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

＜KPI（指標と目標）＞

今後も継続して、地域住民向け認知症・介護・医療講習を年間 10 件以上開催し、健康意識の向上を図る。

＜インパクトの内容＞

超高齢社会を迎える中、医療・介護業界において人材不足が課題となる中、恵成会では、同分野の豊かな知見を活かし、地域の人材育成に積極的に取り組んでいる。

介護サービスの従事者には、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、介護事務など多くの資格があり、資格取得にあたっては現場での実習が義務づけられている。恵成会はグループで幅広いサービスを提供していることから、近隣の高校からの介護体験・介護実習生、大学や専門学校からのリハビリや医療事務などの実習生、さらに、介護士の窓の吸引の実務研修など、年間で病院が 30 名ほど、2 つの老人保健施設が 20 名ほどを受け入れ、地域を支える人材の育成に貢献している。また、豊田えいせい病院は、静岡県内で唯一 FUS 装置を保有しているため、浜松医科大学附属病院の脳神経外科の研修施設に指定され、地域の高度な医療サービスの提供にも寄与している。

さらに、恵成会では、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられる地域包括ケアシステム実現のため、グループで培った豊富な知見やネットワークを活用し、市民向けの講習会や勉強会を数多く開催している。たとえば、恵成会が運営する豊田地域包括支援センターにおいて、在宅医療・介護連携推進事業として、フレイル予防や介護予防、終活に向けての心構えといった講座を開催するほか、認知症総合支援事業として、認知症の種類や特徴、認知症の支援制度などについて学ぶ講座も開催している。また、認知症の人を支える「認知症サポーター養成講座」、認

知症について気軽に話せる「認知症カフ工」、男性向けの介護講座「ケアメン講座」など、市民が気軽に医療・介護関連情報に接する機会を設け、知識の普及に積極的に取り組んでいる。

静岡銀行は、恵成会の、地域の人材育成、健康関連知識の普及活動状況を定量的に確認するために、地域住民向け講習会の開催状況をモニタリングしていく方針である。

(参考) 2019・2020年度 地域支援フォーラム・会議・研修等実績一覧

名称	開催時期	内容
認知症総合支援事業		
豊田中学校3年生 認知症サポーター養成講座	2019/9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症について</li> <li>・磐田市の対策</li> </ul>
青城地区認知症フォーラム	2019/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演「認知症の概要、予防、地域づくり」</li> <li>・講演「認知症予防の運動の有効性について」</li> <li>・講演「地域での取り組み」</li> </ul>
認知症フォーラム IN池田	2019/11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演「認知症の方の暮らしを知る」</li> <li>・池田地区住民有志と専門職による寸劇「千代さんの未来」</li> <li>・みんなのカフェ</li> </ul>
認知症で学び地域で支えよう ～認知症サポーター養成講座～	2020/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症に対する理解、予防</li> <li>・認知症の方への対応、ロールプレイ</li> </ul>
加茂東なかよしサロン 「認知症を学ぼう」	2020/9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の種類や特徴、心配になった時の相談先</li> <li>・認知症の方やご家族のためのサービスや資源</li> </ul>
青城まちづくり協議会福祉事業部会議 「磐田市の認知症の資源を知ろう」	2020/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症施策について・地域での見守り</li> <li>・困りごと・心配事を見過ごさない地域にするために</li> </ul>
在宅医療・介護関連事業		
池田交流センター介護講座	2019/7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度について</li> <li>・認知症について</li> <li>・施設紹介、座談会</li> </ul>
池田交流センター介護講座	2019/9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護方法の講習</li> <li>・福祉用具の体験、展示</li> </ul>
井通交流センター講座 「目指せ元気な100歳シリーズ」	2019/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5回連続講座 第5回「地域で生き生き過ごしましょう」</li> <li>・学生による研究報告</li> <li>・体験談、グループワーク、ケアマネージャーによる講話</li> </ul>
池田交流センター介護講座	2020/1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ACP（アドバンス・ケア・プランニング）について</li> <li>・座談会</li> </ul>
青城あいクラブ 「いつまでも自分らしくいきいきと暮らすために」	2020/8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演「フレイル予防について」</li> <li>・講演「介護予防のための介護保険について」</li> </ul>
富岡創生協議会健康大会 「考えようこれからの医療と介護～人生会議って何だろう～」	2020/11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演「元気な時から話し合おう」</li> <li>・講演「あなたの思いを聴かせてください」</li> </ul>
井通交流センター講座 「老後のソナエ おひとり様の老後」	2021/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演「住み慣れた地域で安心してくらしていくために」</li> <li>・寸劇「目指せ！元気な100歳」</li> <li>・講演「フレイル予防について」</li> <li>・講演「終活おうえん窓口の機能と役割」</li> <li>・講演「看取り体験談」</li> </ul>
池田交流センター講座 「終活に向けての心構え」	2021/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演「終活に向けての心構え・あり方」</li> <li>・講演「ACPについて」</li> </ul>
青城交流センター講座 「前向きに生活するための終活講座」	2021/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演「幸せな最期に向けて」</li> <li>・講演「本人・家族の心構え」</li> </ul>
認知症カフェ		
豊田東地区 まちの保健室＆みんなのカフェ①	2019/7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・血管年齢測定、リハビリ体操、間違いクイズ</li> <li>・相談コーナー</li> <li>・豊田東交流センター主催の歌声カフェとのコラボ</li> </ul>
池田地区 まちの保健室＆みんなのカフェ①	2019/9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨密度測定、歌体操</li> <li>・相談コーナー、みんなのカフェ</li> </ul>
みんなのカフェ IN青城交流センター	2019/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなのカフェ</li> </ul>
豊田東地区 まちの保健室＆みんなのカフェ②	2019/12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨密度測定、ゴムチューブを用いたエクササイズ</li> <li>・相談コーナー</li> <li>・栄養士講話（寒い季節を乗り切るために）</li> </ul>
池田地区 まちの保健室＆みんなのカフェ②	2020/1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・血管年齢測定、リハビリ体操</li> <li>・相談コーナー、みんなのカフェ</li> </ul>
出張型カフェ	2020/7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ感染予防対策について</li> <li>・認知症の予防について</li> <li>・DVD「ばあちゃんの世界」視聴</li> </ul>

### （3）誰もが働きやすい環境の整備

＜インパクトの別＞

ポジティブ・インパクトの増大

＜分類＞

社会

＜インパクトレーダーとの関連性＞

雇用、包摂的で健全な経済

＜SDGsとの関連性＞

4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。

4.5 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

＜KPI（指標と目標）＞

- 2030 年までに、累計で 10 名の外国人技能実習生を受け入れる。
- 産前産後休業制度・育児休業制度の希望者の利用率 100%を維持するとともに、2030 年までに、累計 5 人以上の男性が育児休業制度を利用する。

＜インパクトの内容＞

恵成会では、年齢、性別、出身地などに関わらず、誰もが働きやすい環境整備に積極的に取り組んでいる。

具体的には、職員が仕事と子育てを両立できるよう、指定の保育所の利用料の半分を法人が負担する制度を設け、現在 12 名が利用している。また、月額 9,000 円から利用できる社宅を整備し、希望者は住居の心配をせず就労できるよう支援している。実際に、シングルマザーや遠隔地からの入職者、外国人技能実習生など 12 名が入居している。さらに、産前産後休業や育児休業制度については、該当する女性の利用率が 100%であり、恵成会では出産を理由に退職する女性はない。制度の利用者数は 2020 年度 11 名、2021 年度（2021 年 11 月末時点）9 名であり、このうち、男性が 2 名含まれる。こうした取り組みの結果、恵成会では、各事業所の事業所長をはじめ管理者の 8 割を女性が占めるなど、女性が自然に活躍する環境ができる。

高齢者については、60 歳以上の定年退職者の再雇用制度を設けており、2021 年度も 3 名が就労を継続している。現在、介護 27 名、看護 23 名、事務 3 名、医療技術職 5 名が再

雇用制度で就労しているほか、再雇用以外でも、シニアスタッフ（60歳以上）19名が、運転や清掃等の業務を行っている。また、自己都合の退職者の再雇用も行っており、2021年度は3名を再雇用している。そのうちの1人は、他の事業所へ転職したものの、恵成会の方針や職場の雰囲気が自身に合っているとして、再び恵成会で就労している。

さらに、障害者の雇用も実施しており、特別支援学校や職業安定所からの紹介を受け、現在6名が、介護職、介護・看護補助者、セラピスト、介護支援相談員として就労している。また、3年前に、フィリピン、ベトナムからの外国人技能実習生2名を受け入れている。

また、医療・介護業界では、高齢化が加速する中で慢性的な人手不足の状態にあり、業務の効率化が喫緊の課題となっている。豊田えいせい病院では、2014年に、処方、食事、リハビリなどのオーダリングシステムを導入したことによって、関係部署間で医師の指示を即座に共有できるようになり、書類削減、ミスの防止、時間短縮、省力化に繋がっている。今後は、電子カルテの導入も含めて同システムをさらに拡張し、多職種連携や業務効率改善を進める計画である。

また、タスクシェア・タスクシフトにも取り組んでいる。医療機関では、医師、看護師、その他職種の順に、権限の大きさに応じて業務量が多くなることから、とりわけ、医師の業務負担が過重になる傾向にある。そこで、各人が抱える業務内容をすべて洗い出した上で、まずは同一職種内での業務の平準化を進める。その上で、異なる職種間についても、移行可能な業務は移行し、業務の再配分と効率化を進めている。

静岡銀行は、恵成会の働きやすい環境の整備状況を定量的に確認するために、外国人技能実習生の受け入れ状況や産休・育休の取得状況をモニタリングしていく方針である。

#### （4）安全・リスク管理

＜インパクトの別＞

ネガティブ・インパクトの低減

＜分類＞

社会

＜インパクトレーダーとの関連性＞

健康と衛生

＜SDGsとの関連性＞

3.3 2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。

＜KPI（指標と目標）＞

サービス向上や感染症対策の観点から、2030 年までに老人保健施設のユニット個室化を推進する。

＜インパクトの内容＞

① 医療サービス

豊田えいせい病院では、グループの基本方針の一つに“安全で質の高い医療の提供”を掲げ、医療法の定めに基づき、適切な医療安全管理を実施している。

まず、医療法では、病院等の管理者に、医療事故の報告及び調査実施のほか、医療安全の指針の策定、従業者に対する研修など、患者の安全を確保するための措置を講じるよう定められている。そこで、院内に、医療安全管理責任者、感染管理責任者、医薬品安全管理責任者を配置するとともに、医療安全管理責任者を委員長とする医療安全委員会を設置している。委員会は、副院長、看護部長、事務部長などを構成員として毎月開催し、医療安全対策や重要事例の審議などを行っている。さらに、安全管理のための指針・マニュアルを作成し、すべての部署に配備している。また、医療安全に関する報告制度を整備しており、インシデントやアクシデントが発生した場合は委員長に報告し、委員会で取りまとめて定期的に分析している。分析結果は法人運営会議へも定期的に報告し、必要な物については、医師を中心に話し合い、速やかに対策を講じて迅速に現場へフィードバックしている。また、全職員を対象に医療安全に関する研修会を年2回開催し、医療安全への考え方を再確認することで、恒常的に安全意識の醸成を図っている。

また、医療事故はもちろん、そこに至らないインシデント・アクシデントや軽微なリスクファクターについても情報を分析し、検討した対策を遂行するよう取り組んでいる。たとえば、高齢者は誤嚥・窒息のリスクが高いことから、豊田えいせい病院では、食事を提供する栄養課で、厨房職員に食事形態の勉強会を行うとともに、患者ごとに飲み込みの検査を行った上で、個々の状態に合わせた食事を提供している。また、リハビリを行う病棟では、各患者の固有のリスクについては、入院時、新処方時、病態変化時など、必要な都度医師に確認し、指示を仰いで対応している。さら

に、環境や実施する活動に伴うリスクについては、スタッフルーム内に緊急時の対応方法を掲示して定期的に確認するほか、想定外のリスクについては、不定期で危険予知トレーニングを実施し、ありえそうにない危険性に意識を広げる訓練をしている。ただし、患者の状態を客観的指標に基づいて多職種で評価し、過度な安全対策によって患者の行動を制限しないようにしている。また設備面では、豊田えいせい病院に2018年にスプリネックス（自動消火設備）を導入したほか、2000年に非常用自家発電機を設置し、非常時の備えを強化している。

## ② 介護サービス

介護施設には従来から、介護事故の防止に向けた指針の整備や委員会の開催、研修の実施などが求められているほか、事故報告も義務付けられている。さらに、2021年の介護報酬改定で、リスクマネジメントにあたる担当者の選定・配置が義務付けられるなど、事故防止に向けた取組みが強化される方向にある。

恵成会では、老人保健施設2施設でこの担当者を配置し、安全対策を強化している。具体的には、インシデントレポートによる報告件数を増やし、「予防できた事例」、「予防できなかった事例」を細かく分析し、事故防止のための工夫を行ったり、結果を評価してさらなる改善策を検討することで、これまでの取組みをさらにレベルアップさせている。

さらに、リスク管理に関する定期的な勉強会の実施、密な情報交換など、個々の事業所でさまざまな取組みを実施している。たとえば老人保健施設では、夜勤者への申し送りの際に、注意点などを細かく確実に伝えるようにしている。また、リハビリテーションの部署から正しい姿勢を学び、利用者を常に観察して正しい姿勢を保つよう工夫し、食事時の誤嚥や就寝時の褥瘡を防ぐようになっている。さらに、医師、看護師、理学療法士、介護福祉士など、様々な職種の人が業務に当たっているため、定期的に多職種共同でカンファレンスを行い、各職員の専門知識を出し合い、利用者にとって最も適正なケアを行うよう努めている。

このように恵成会では、すべての医療・介護サービスを提供する事業所ごとに会議体を設け、発生したアクシデント・インシデントについて、それぞれに課題の確認と再発防止策の検討を行っている。さらに、病院の職員をはじめ各事業所の管理者が参加する法人全体の運営会議においても、アクシデント・インシデントの内容と再発防止策の取組みを報告し、これらの課題を法人全体で共有することで、グループ一丸となって安全確保に取り組んでいる。

### ③ 感染症への取組み

基礎疾患のある高齢者は、あらゆる感染症への感染リスクや重症化リスクが高い。恵成会の病院・介護施設等の利用者には高齢者が多いため、その時点でわかっている感染症予防策はすべて導入し、職員へのフィードバックを密にするなど、可能な限り感染リスクを下げるよう日々取り組んでいる。

2020 年に勃発した新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在も社会や経済に深刻な影響をもたらしており、感染症対策の重要性を強く知らしめる契機となった。

恵成会では、豊田えいせい病院で 2021 年 1 月に院内でクラスターが発生した際、全職員が一丸となって感染防止に取り組むとともに、保健所や地域の医療機関の協力を得て、他病棟や他施設へ感染することなく、3 月に終息した。以後は、経験を通して獲得した感染対策を徹底して行うことで、グループ内での感染を防止している。具体的には、全職員の出勤前の検温・問診、1 作業ごとの手指のアルコール消毒、来訪者への検温・問診といったことを、基本に忠実に徹底して行っている。また、グループ外からの要請を受け、陽性者が出た特別養護老人ホームやグループホームへ出向き、施設内のゾーニングや個人防具着の着脱方法といった具体的な対処方法を指導するなど、恵成会で有する知見を積極的に共有し、地域の安全確保に貢献している。

静岡銀行は、恵成会の安全管理状況を定量的に確認するために、老人保健施設のユニット個室化の進捗状況をモニタリングしていく方針である。

（5）充実した職員教育を基盤とした、患者・利用者本位の高品質なサービス提供

＜インパクトの別＞

ポジティブ・インパクトの増大

＜分類＞

経済

＜インパクトレーダーとの関連性＞

教育、経済の収れん

＜SDGsとの関連性＞

4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようとする。

4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。

8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。

＜KPI（指標と目標）＞

- 2030年までに、全職員が年3回以上の研修受講を必須とする。
- 2030年までに、全介護職員に占める介護福祉士の割合を、常勤換算で50%以上とする。

＜インパクトの内容＞

恵成会では、「利用者中心の医療・介護」、「安全で質の高い医療の提供」、「温かい看護・介護」との基本方針のもと、教育を通じて常に職員のスキルアップを図ることで、高品質なサービスの提供を可能にしている。

具体的には、法人職員全体を対象とする法人研修会のほか、豊田えいせい病院においては、病院教育委員会を設置し、医療安全や感染対策などのテーマごとに、月1回内部研修を行っている。また、医療技術は日進月歩であることから、看護部研修会、リハビリ研修会（病院教育委員会では行わないタイムリーなテーマでの研修や勉強会）など院内研修会を多数開催するほか、院外の研修会に関する情報提供を行い、職員が常に最新の情報を収集し自己研鑽ができる環境を整えている。新人教育は、看護部では、看護協会の基準に則り独自に3年間のカリキュラムを作成し、研修を実施しているほか、リハビリテーションの担当部署では、新人向けに月次の年間計画を作成し、教育担当者の指導のもと1年間OJTを行い、2年目以降もチームでサポートするなど、手厚い教育体制を取っている。

さらに、複数の拠点を有する恵成会では、グループ内の施設長が集まって各施設の近況を共有する管理者会議、退院する患者の支援体制を確認する退院支援会議、医療・介護現場の担当者が集合して情報共有する地域包括連携会議など、グループ内で横断的に情報共有する仕組みを構築し、連携しやすい体制を作っている。

こうして、従業員同士が切磋琢磨し、常に技術の向上を図ってきた結果、恵成会では、“利用者本位”的高品質なサービスの提供を可能にしている。たとえば、“おいしい食事は誰にとっても元気の源であり、食を通して意欲的・健康になれる”との考え方のもと、施設での食事の提供方法にも様々な工夫を凝らす。まずは、厨房職員向けに食事形態の勉強会を行い、誤嚥・窒息リスクを周知する。その上で、体の状態に合わせて食べやすい形にして提供することはもちろん、可能な限り利用者の好みに合わせた食事内容を提案したり、複数種類から選べるメニューの提供などを行っている。また、自宅復帰後も減塩食や介護食を続けられるよう、元の生活に合わせたメニューの提案や、適切な既製品・配食サービスの紹介を行い、生活をサポートする。

リハビリにおいては、患者の状態を説明した上で、患者や家族の希望を聞き取り、希望に沿う形で個別に目標を提案・設定する。そして、医師や理学療法士などのスタッフが連携し、目標達成に向けサポートを行う。その際に、「リハビリとはどうあるべきか」との基本的な概念を職員間で共有し、単に動けるようになれば良いのではなく、絵が好きな人は絵を描けるようになるなど、その人らしく生活できるようなサポートを重視する。また、自宅復帰に際しては、家屋調査や家族指導を行うが、必要があれば複数回訪問し、利用者や家族の不安を解消し、スムーズな自宅復帰をサポートする。

その他にも、介護老人保健施設で身体拘束ゼロに取り組むほか、コロナ下であっても、シールド越しの面会やオンラインでの面会に対応するなど、常に患者や利用者の立場に立ったサービスの提供を実践している。

こうした取組みの結果、恵成会では、積極的な職員教育を基盤とする高品質なサービス提供を実現し、地域の患者や利用者から厚い信頼を得て、さらなるサービス展開へと繋がる好循環を作っている。

静岡銀行は、充実した職員教育を基盤とした恵成会の高品質なサービス提供体制を定量的に確認するために、職員の研修の受講状況や介護福祉士の割合をモニタリングしていく方針である。

## (6) 地域の医療・介護サービス事業者との連携

<インパクトの別>

ポジティブ・インパクトの増大

<分類>

経済

<インパクトレーダーとの関連性>

経済の収れん

<SDGsとの関連性>

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

<KPI（指標と目標）>

- 2030年までに、豊田えいせい病院と外部の医療・介護事業所とが年3回以上面会し、あらかじめ連携についての情報共有を行っている連携機関の数を40施設に増やす。
- 地域包括ケアシステム構築の一環として、2030年までに老人保健施設の入所者の退所に際しての在宅復帰率を50%以上とする。

<インパクトの内容>

恵成会が目指す地域包括ケアシステムは、地域全体で必要な医療・介護サービスを提供する枠組みであり、グループで多数のサービスを抱える恵成会においても、グループ外の医療・介護サービス事業所との連携は欠かせない。

豊田えいせい病院の入院病床では、近隣の急性期病院や地域の診療所からの紹介で、入院治療が必要な患者を受け入れている。退院後は、診療所からの紹介患者で自宅復帰が可能な人は、できるだけ紹介元へ返すほか、自宅への復帰が困難な患者については、グループの内外を問わず、介護施設などへ紹介する。また、えいせい脳外科クリニックでは、地域の開業医や急性期病院から、検査や急性期治療後のフォローの依頼を受けている。

介護サービスでは、老人保健施設やサービス付き高齢者向け住宅などの施設においては、地域の病院や介護施設、介護支援専門員などから入所者の紹介を受ける。そして、入所中に介護度が変わったり医療的な措置が必要になり、当該施設での生活が困難になると、病院など他施設へ紹介する。通所リハビリテーションや訪問リハビリテーションなどの居宅サービスにおいては、原則は在宅サービスとして、介護支援専門員が作成したケアプランを基にサービスを提供するが、在宅での生活が難しくなると、介護施設への入所や病院への入院を検討することになる。

また、地元の静岡理工科大学と連携し、大学の有する専門的な知識と、恵成会が有する介護・医療分野の豊富な知見を活用することで、今後、医療・介護サービス分野の新たな機器やサービスの開発ができるかの検討も進めている。

このように、すべてのサービスにおいて、地域の医療・介護サービス事業者との連携が不可欠であり、恵成会では、磐田市の地域包括支援センターの運営受託などを通し、地域の各機関との

関係を深めることで、円滑にサービスを提供するとともに、地域全体の医療・介護資源の効率的な運用にも寄与している。

静岡銀行は、恵成会の地域の医療・介護サービス事業者との連携体制を定量的に確認するために、豊田えいせい病院と外部との連携機関数や、老人保健施設退所後の在宅復帰率をモニタリングしていく方針である。

## (7) 環境負荷低減

<インパクトの別>

ネガティブ・インパクトの低減

<分類>

環境

<インパクトレーダーとの関連性>

資源効率・資源安全確保、気候変動、廃棄物

<SDGsとの関連性>

11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

<KPI（指標と目標）>

- 2030年までに、すべての事業所でLED照明を導入する。
- 2030年までに、デジタル化の推進等により、紙の使用量を現行水準より20%削減する。

<インパクトの内容>

恵成会では、事業活動における環境負荷低減のため、以下の取組みを実施している。

豊田えいせい病院では、2000年から水撒きや洗車に使用する水を井戸水に切り替えたほか、えいせい掛川介護老人保健施設では、同法人で掘削した温泉水を入浴に利用し、用途に応じて水資源を使い分けている。

さらに、豊田えいせい病院では、2014年にオーダリングシステムを導入したこと、紙の使用量を大幅に削減している。また、食事の提供においては、大量の食材を扱うため1ヶ月以上前に食材を発注する必要があり、食材不足を防ぐため多めに発注せざるを得ず、食材のロスが多く発生していた。そこで、従来は月に1回だった発注頻度を2週間に1回に増やし、入院患者数に照らして食数を細かく変更することで、可能な限り食材のロスを減らすよう努めている。

また、豊田えいせい病院をはじめ5カ所の施設でLED照明を導入したほか、2004年に豊田えいせい病院と介護老人保健施設なかよしで、コジェネレーションシステムを導入し、省エネルギー化に取り組んでいる。

そして、えいせい加茂デイサービスセンターとえいせいデイサービスめぐみに太陽光発電を設置し、えいせい加茂デイサービスセンターでは、事業所の電気使用量の1割に相当する150kwh/月を発電するほか、えいせいデイサービスめぐみでは、事業所の電気使用量の2倍に相当する900kwh/月を発電し、再生可能エネルギーを積極的に利用している。

静岡銀行は、恵成会の環境負荷低減への貢献度を定量的に確認するために、LED照明の導入や紙の使用量削減状況をモニタリングしていく方針である。

## 4. 地域課題との関連性

### （1）地域経済に与える波及効果の測定

恵成会は、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの KPI を達成することによって、10 年後の医業収益を 40 億円に、従業員数を 600 人にする目標とする。

「平成 27 年静岡県産業連関表」を用いて、静岡県経済に与える波及効果を試算すると、この目標を達成することによって、恵成会は、静岡県経済全体に年間 75 億円の波及効果を与える企業となることが期待される。

### （2）地域の独自課題への貢献

#### 【第 8 次静岡県保健医療計画】

静岡県では、保健医療に関する基本指針として、2018 年 3 月に「第 8 次静岡県保健医療計画」（2018～2023 年度の 6 年計画）を策定している。少子高齢化が急速に進み、限られた資源で、増加する医療・介護需要に対応していくため、今まで以上に医療と介護の連携が重要になってきている。こうした中、2014 年 6 月に地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律が成立し、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域の医療・介護の総合的な確保を推進するため、地域医療構想が導入された。これは、構想区域ごとに各医療機能の将来の必要量を定め、医療機能の分化と連携を進めることを目的とするものである。

本計画では、包括的な保健医療サービスを提供する圏域として県内を 8 つの圏域に分けており、恵成会が拠点を有する磐田市と掛川市は、中東遠圏域<sup>※1</sup>に属する。地域医療構想において、中東遠圏域の 2025 年の必要病床数は 2,856 床と推計され、内訳は、高度急性期 256 床、急性期 1,081 床、回復期 821 床、慢性期 698 床となっている。2016 年時点の稼働病床数は 3,043 床、内訳は、高度急性期 294 床、急性期 1,161 床、回復期 450 床、慢性期 1,138 床となっており、回復期の不足が 371 床ある一方、慢性期が 440 床の余剰となっている。

さらに、高齢化の進行に伴う利用者の増加や、病床の機能分化・連携に伴い生じる追加的対応により、在宅医療の需要は増加が見込まれ、2025 年の在宅医療等の必要量は 4,198 人と推計される。これに対し、2013 年度の供給量は 2,727 人と、サービスの拡充が必要となっている。

構想の実現に向けた方向性として、在宅医療推進のためには、医療機関だけでなく、福祉サービスを含めた在宅医療を支援する仕組みの充実が課題であり、そのためには、在宅療養支援診療所や訪問看護、介護の充実と連携を推進し、在宅医療体制を強化していく必要がある。さらに、医療や介護の人材を確保するために、医療や介護に関心を持って活動する住民を増やしていくことも必要である。

恵成会の事業活動の方向性は、静岡県が推進する第 8 次静岡県保健医療計画に沿っており、同計画に定める地域包括ケアシステム構築に向け、重要な役割を担っている。

※ 1 磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町

### 【第9次静岡県長寿社会保健福祉計画】

静岡県では、団塊の世代が75歳以上になる2025年までに地域包括ケアシステムを実現するため、「第9次静岡県長寿社会保健福祉計画」（2021～2023年度の3年間）を策定している。

当計画では、「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」を理念に、①誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現、②健康づくりと介護予防・重症化防止の推進、③在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供、④認知症とともに暮らす地域づくり、⑤自立と尊厳を守る介護サービスの充実、⑥地域包括ケアを支える人材の確保・育成の6つを柱として施策を推進する。

本計画においても、高齢者保健福祉圏域として県内を8圏域に区分しており、これは、保健、医療、福祉が連携し、総合的・一体的な推進を図るために、静岡県保健医療計画の2次保健医療圏と同一の区分けとなっている。

恵成会が位置する中東遠圏域は、2019年現在、総人口465千人と、人口規模では県内8圏域中4番目に位置する。65歳以上の高齢者は128千人、高齢化率27.6%と県平均29.9%を下回り、高齢化率は8圏域の中で最も低い。要支援・要介護認定者数は19千人、認定率14.7%と、認定率は8圏域の中で2番目に低くなっている。

当圏域の現状と課題としては、在宅医療・介護連携については、急性期病院の在院日数が減る中で、退院支援の取組みを検討する必要があるほか、在宅医療推進のため、基幹病院と個々の事業所との連携を、圏域のネットワークとして発展させる必要があるとする。また認知症施策については、当圏域の認知症の推計人数は、2020年度の22,877人から、2025年度の26,296人へ増加する見込みであり、地域での見守り体制や行方不明者の早期発見・保護に向けた仕組みが必要となる。さらに、介護サービスについては、在宅サービスの利用者は、2019年度の10,815人から、2023年度には11,927人に、施設・居住系サービスの利用者は、5,276人から5,757人へと増加を見込んでいる。要介護認定者に占める在宅サービス利用者の割合は、2019年の56.0%から2023年は57.4%と、在宅で介護サービスを利用しながら暮らす高齢者の割合が増えるとしている。さらに、住民や専門職の自立支援の意識醸成に伴い、リハビリテーションの需要が増加することが見込まれ、人材確保や提供基盤の強化が求められている。

恵成会の事業活動は、第9次静岡県長寿社会保健福祉計画に沿ったものであり、在宅医療体制の整備、認知症施策、リハビリテーションの強化など、中東遠圏域の地域包括ケアシステム構築に、大きく貢献している。

## 5. マネジメント体制

恵成会では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、組織横断的なプロジェクトチームを結成。姫野一成理事長が陣頭指揮を執り、社内の制度や計画、日々の業務や諸活動等を棚卸しすることで、自社の事業活動とインパクトレーダーや SDGs との関連性について検討を重ねた。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、姫野理事長を最高責任者とし、渡邊寛事務部長を実行責任者とした事務部内に設置されたプロジェクトチームを中心として、全従業員が一丸となって、KPI の達成に向けた活動を実施していく。

最高責任者	理事長 姫野一成
実行責任者	事務部長 渡邊寛
担当部署	事務部

## 6. モニタリングの頻度と方法

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成および進捗状況については、静岡銀行と恵成会の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場等を通じて実施する。

静岡銀行は、KPI 達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは静岡銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

モニタリング期間中に達成した KPI に関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化などにより KPI を変更する必要がある場合は、静岡銀行と恵成会が協議の上、再設定を検討する。

以 上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、静岡経済研究所が、静岡銀行から委託を受けて実施したもので、静岡経済研究所が静岡銀行に対して提出するものです。
2. 静岡経済研究所は、依頼者である静岡銀行および静岡銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する恵成会から供与された情報と、静岡経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者および本件問合せ先>

**一般財団法人静岡経済研究所**

企画調査部 調査グループ 主任研究員 須藤みやび

〒420-0853

静岡市葵区追手町 1-13 アゴラ静岡 5 階

TEL : 054-250-8750 FAX : 054-250-8770

## 第三者意見書

2021年12月27日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

医療法人 社団 恵成会に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社静岡銀行

評価者：一般財団法人静岡経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、静岡銀行が医療法人 社団 恵成会（「恵成会」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、静岡経済研究所による分析・評価を参考し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクワードフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。静岡銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、静岡経済研究所と共にこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、静岡銀行及び静岡経済研究所にそれを提示している。なお、静岡銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参考するインパクト領域における「包摂的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7% を占めるにもかかわらず、付加価値額では

52.9%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>

- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. PIF 原則への適合に係る意見

### PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

静岡銀行及び静岡経済研究所は、本ファイナンスを通じ、恵成会の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、恵成会がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

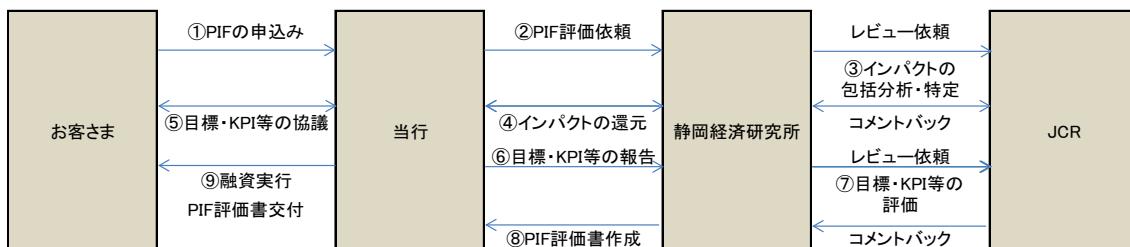
SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

### PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、静岡銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 静岡銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：静岡銀行提供資料)

<sup>1</sup> 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金3億円以下または従業員300人以下、サービス業は資本金5千万円以下または従業員100人以下など。小規模事業者は製造業の場合、従業員20人以下の企業をさす。

- (2) 実施プロセスについて、静岡銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、静岡銀行からの委託を受けて、静岡経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

---

#### PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

---

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て静岡経済研究所が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

---

#### PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、静岡経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方の整合性であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である恵成会から貸付人である静岡銀行及び評価者である静岡経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で

対外公表も検討していくこととしている。

- 
- 要素① 投融资時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
  - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
  - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
  - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの
- 

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)  
株式会社日本格付研究所  
サステナブル・ファイナンス評価本部長

梶原 敦子

---

梶原 敦子

担当主任アナリスト

担当アナリスト

梶原 敦子

増田 篤

---

梶原 敦子

---

増田 篤

## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融（PIF）原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンススタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであります。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものではありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

## ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

## ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA(国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier(気候債イニシアティブ認定検証機関)

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**  
Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル